

大和川左岸（三宝）地区 街区確定測量他その他測量

特記仕様書

第1条 業務の目的

本業務は、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画図書を基に、各街区及び各画地の確定（計算）測量を行うことを目的とする。

合わせて、事業区域の確定に必要な施行地区界測量及び土地区画整理法第 82 条分筆のために必要な測量図等資料作成を行う。

第2条 適用

- 1 本特記仕様書は「大和川左岸（三宝）地区 街区確定測量他その他測量」（以下「本業務」という）に適用する。
- 2 本業務を実施するにあたっては、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が定めた「測量作業規程及び測量作業共通仕様書（平成 26 年 7 月）」（以下「作業規程」という。）並びに本特記仕様書によるほか監督員の指示によるものとする。
また、本業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、機構監督員と協議し、その指示によること。

第3条 業務範囲

業務範囲は、別紙位置図に示す範囲とする。

第4条 履行期間

履行期間は、契約の翌日より平成 30 年 5 月 31 日までとする。

第5条 作業計画書

- 1 請負者は契約締結後 15 日以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 作業計画書は、「測量作業規程及び同運用基準並びに測量作業共通仕様書」に基づき作成するものとする。

第6条 貸与品

- 1 機構は、本業務の履行に必要な図書を貸与する。
- 2 契約書第 15 条第 1 項に規定する引渡場所は、西日本支社市街地整備チームとする。
なお、不要となった貸与品については、速やかに返還するものとする。
- 3 第 1 項の貸与品は、その使用並びに保管等に充分注意するものとする。

第7条 作業内容

- 1 本業務の作業内容は、次に定める通りとする。
 - 1) 3 級基準点測量 15 点
(作業計画、選点、観測、計算整理)
 - 2) 4 級基準点測量 60 点
(作業計画、選点、観測、計算整理)
 - 3) 3 級水準測量 3.0 km
(作業計画、選点、観測、計算整理)

- 4) **完成平面測量** (1/500・平地・都市近郊) 6.0 ha
 (作業計画、**基準点等の展開**、細部測量、数値編集、**地形原図作成**、
 成果等の整理)
- 5) 地区界測量 (既存資料による地区界の確認・観測 (復元)) 78点
 (計画準備、現地踏査、地区界点の観測、地区界点間距離確認測量
 座標計算、面積計算、地区界点網図の作成、点の記の作成
 成果表の作成、点検整理)
- 6) 用地測量(法82条分筆) 一式
 計画準備
 境界点の観測
 計算 (座標・距離) 4点
 境界点間距離確認測量 4点
 計算 (面積) 4点
 土地調書作成
 地積測量図・土地所在図 4点
 点検整理
- 7) 街区確定測量 (中心点及び街区点杭打ち) 50点
 (計画準備、測設の計算、杭打図の作成、現地測設、
 中心点及び街区点間距離確認測量、現地引継ぎ、点検整理)
- 8) 街区確定測量 (計算) 50街区
 (計画準備、準拠点の測定・計算、準拠点間距離確認測量、
 中心点の計算、屈曲点の計算、街区の諸元及び面積計算、
 確定図の作成、成果表の作成、点検整理)
- 9) 画地確定測量 (計算) 300画地
 (計画準備、確定計算、確定図の作成、調書の作成、点検整理)
- 2 本業務は、関係機関及び関係権利者との調整により、前項に計上した作業内容に著しい差が生じた場合においても、機構の積算額に当該業務の落札率を乗じて得た額を目処として契約変更を行うものとする。

第8条 成果品

- 1 本業務完了後、納入する成果品は次のとおりとする。
 なお、成果品は、別途指定する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。
- 1) 3・4級基準点測量
- ①観測手簿及び観測記簿
 - ②計算簿
 - ③平均図
 - ④成果表
 - ⑤基準点網図
 - ⑥品質評価表及び精度管理表
 - ⑦点の記 (写真)
 - ⑧基準点現況調査報告書
 - ⑨成果数値データ
 - ⑩点検測量簿
 - ⑪メタデータ
 - ⑫その他資料
 - ⑬公共測量の届出資料 (測量成果検定に関する資料含む)
- 2) 3級水準測量

- ①観測手簿
 - ②観測成果表及び平均成果表
 - ③水準路線図
 - ④計算簿
 - ⑤平均図
 - ⑥点の記（写真）
 - ⑦成果数値データ
 - ⑧基準点現況調査報告書
 - ⑨品質評価表及び精度管理表
 - ⑩点検測量簿
 - ⑪メタデータ
 - ⑫その他資料
- 3) 完成平面測量
- ①基準点成果簿
 - ②基準点観測手簿
 - ③基準点計算簿
 - ④完成平面図データファイル
 - ⑤品質評価表および精度管理表
 - ⑥メタデータ
 - ⑦その他の資料
- 4) 地区界測量（既存地区界成果による現地観測・測設（復元））
- ①使用基準点成果表（網図含む）
 - ②地区界点成果表
 - ③観測手簿
 - ④地区界点計算簿
 - ⑤面積計算書
 - ⑥地区界点網図
 - ⑦地区界点の記（埋標写真含む）
 - ⑧地区界点間距離点検簿
 - ⑨地区界測量図データファイル
 - ⑩品質評価表および精度管理表
 - ⑪メタデータ
 - ⑫その他資料
- 5) 用地測量（法82条分筆）
- ①公図等転写図
 - ②公図等転写連続図
 - ③土地調査表
 - ④権利者調査表
 - ⑤観測手簿
 - ⑥測量計算簿等
 - ⑦面積計算書
 - ⑧地積測量図等（嘱託書含む）
 - ⑨品質評価表及び精度管理表
 - ⑩メタデータ
 - ⑪その他資料
- 6) 街区確定測量（中心点及び街区点杭打ち）
- ①使用基準点成果表

- ②測設街区点等成果表
 - ③杭打ち図
 - ④中心点および街区点の設置測量計算簿
 - ⑤設置写真
 - ⑥中心点および街区点間距離点検簿
 - ⑦品質評価表および精度管理表
 - ⑧点間距離実測図
 - ⑩メタデータ
 - ⑪その他資料
- 7) 街区確定測量（計算）
- ①中心点及び街区点成果表
 - ②面積成果表
 - ③準拠点観測手簿
 - ④準拠点等計算簿
 - ⑤中心点及び街区点計算簿
 - ⑥面積の確定計算簿
 - ⑦街区確定測量図【集合図含む】（cm 止め、mm 止め）（データファイル）
 - ⑧品質評価表および精度管理表
 - ⑨メタデータ
 - ⑩その他資料
- 8) 画地確定測量（計算）
- ①画地面積成果一覧表
 - ②画地面積の確定計算簿
 - ③画地確定図（cm 止め、mm 止め）データファイル
 - ④品質評価表および精度管理表
 - ⑤メタデータ
 - ⑥その他資料
- 2 打合せ記録簿
- 3 成果品は、報告書として2部（A4版、データ納品を含む）納入するものとする。
- 4 成果品の規格、仕様等については、監督員と協議するものとする。
- 5 本業務において作成し提出すべき用紙については、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」の施行に伴い、印刷及び再生紙の使用等の基準に則り作成すること。詳細については、監督員と協議すること。

第9条 一括委任又は一括下請負

- 1 契約書第7条第1項に規定する「大部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、請負者は、これを再委託することはできない。
- ・総合調整マネジメント
 - ・測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - ・解析・計算業務における手法の決定及び技術的判断
 - ・測量業務の中核となる図面等の作成
 - ・打合せ等
 - ・成果物の照査
- 2 請負者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 請負者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 請負者は、当該業務を再委託に付する場合は、書面により協力者との契約関係を明確にしておくと共に、協力者に対し当該業務の実施について適切な指導、管理のもとに当該業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、都市機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第10条 業務カルテの作成

請負者は、当該業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は、以下のとおりとする。尚、業務カルテの作成にあたっては、別に定める「テクリス登録要領」を参考する。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ② 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- ③ なお、履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第11条 測量業務成績評定

本測量は、業務成績評定対象業務である。請負者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

第12条 不当要求等を受けた場合の報告

契約の履行にあたって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求を受けた場合についても、必ず警察へ届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実を報告すること。

第13条 守秘義務

- 1 請負者は、契約書第43条第1項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 請負者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、契約書第43条第2項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第14条 誤謬

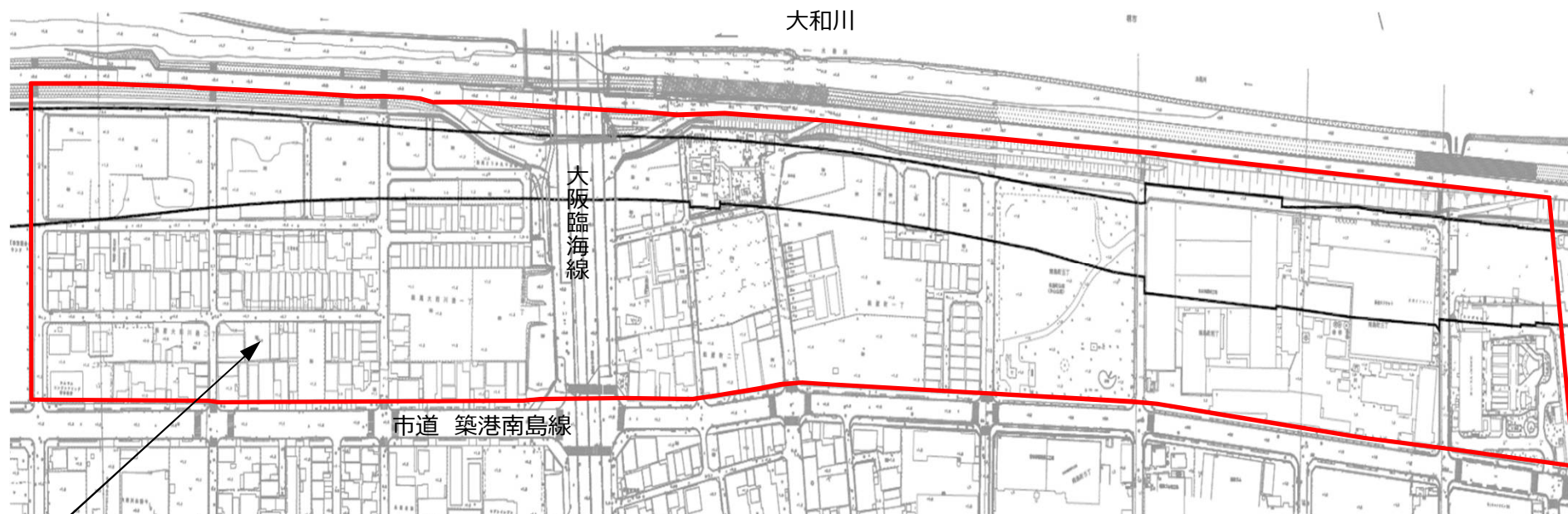
本業務の成果品の引き渡し後といえども、成果品等に誤謬が発見された場合は、請負者の責任において補正するものとする。

第15条 その他

請負者は、測量等の作業にあたり、道路上での作業を行う際には、所轄警察へ道路使用許可の申請を行うものとする。

以 上

大和川左岸(三宝)地区 街区確定測量他その他測量 位置図



大和川左岸(三宝)地区(約13ha)

■業務内容

①3級基準点測量	15点
②4級基準点測量	60点
③3級水準測量	3.0km
④現地(現況平面)測量	6.0ha
⑤地区界測量	78点
⑥用地測量(法82条分筆)	一式
⑦街区確定測量(中心点及び街区確定測量)	50点
⑧街区確定測量(計算)	50街区

区